

秋田県公安委員会告示第85号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和6年8月27日

秋田県公安委員会委員長 渡部 克宏

通知 番号	申請者・製造業者	種 類	型 式 名	検定番号
134	株式会社アムテックス 代表取締役 金子 明利 東京都台東区東上野一丁目16番1号	ぱちんこ	Pラブ嬢3L2YR3	第4P0838号
135	株式会社パイオニア 代表取締役 片田 富穂 大阪府東大阪市長田中一丁目4番6号	回胴式	L超華祭PB	第4S0743号
136	株式会社アデリオン 代表取締役 眞仁田 達弘 東京都台東区東上野二丁目13番8号	回胴式	L鬼武者3XA	第4S0403号